

(第2-1関係) 補足資料15 対象職員による最初の不適切な取扱いの時期

- 佐賀県警察により不適切と判断された対象職員によるDNA型鑑定130件のうち、最も早い時期に行われた不適切な取扱いは、平成29年6月に行われたもの(分類表番号A【I-1①】1)であった。
- 特別監察では、不適切な取扱いがあった鑑定として新たに110件を認定したが、このうち最も早い時期に行われた不適切な取扱いは、平成28年8月に行われたもの(分類表番号B【I-1①】1)であった。
- したがって、対象職員により最も早い時期に行われた不適切な取扱いは、平成28年8月に行われたもの(分類表番号B【I-1①】1)であった。